

## 日本社会心理学会広報委員会規程

### 第1条（目的）

本会は、会則第4条第2項及び第7項に基づく広報活動を効果的に遂行するため、理事会のもとに広報委員会をおく。

### 第2条（業務内容）

広報委員会は、本会及び会員の活動及び社会貢献に関する広報のあり方を総合的に検討するとともに、具体的な広報活動の企画運営を行う。なお、広報委員会は、具体的な作業を本会事務局（事務委託先）に委託することができる。

### 第3条（構成）

広報委員会は、次の者によって構成される。

#### 1. 委員長1名

広報活動について会長が指名した担当常任理事をあてる。

委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長を務めるとともに、広報事務を統括する。

#### 2. 委員4名

担当常任理事が理事会に候補者を推薦し、承認を得ることで選出される。

委員は委員長を補佐し、第2条に挙げた業務内容を行う。

#### 3. 広報幹事

広報委員会は、非理事会員の中から広報事務を補佐する広報幹事を1名選出することができる。ただし、当分の間非常勤とする。

### 第4条（任期）

委員の任期は4年とし、2年ごとに半数程度を改選する。

### 第5条（旅費）

広報委員会の開催にあたり、必要に応じて、別途内規に基づいた旅費を支給することができる。

### 附則

- 一. この規程の変更は、常任理事会の決議を経て、理事会が承認することによって行われる。
- 二. この規程は2009年10月10日から施行される。
- 三. 2018年の一括改訂に伴い、2017年10月27日の改訂を削除。

四. この規程は 2018 年 8 月 27 日から施行される。